

インフルエンザは、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。

医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、インフルエンザの症状が回復し、登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「インフルエンザ治癒報告書」に必要事項を記入して、園へ提出してください。

インフルエンザ治癒報告書（保護者記入）

令和 年 月 日

園長 殿

組 園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け「インフルエンザ（疑いを含む）」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

1 診断名 インフルエンザ （ A 型 ・ B 型 ）

※型がわかっている場合は、該当するものに○をつけてください。

2 初診日（インフルエンザと診断された日）

令和 年 月 日（ ）

3 発症日（発熱した日または診断のきっかけとなった症状が見られた日）

令和 年 月 日（ ）

例	発症日	発症後 5 日間（出席停止期間）					発症後 5 日を経過		
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱した 場合		解熱	1 日目	2 日目	3 日目		登園 OK		
発症後 2 日目に 解熱した 場合			解熱	1 日目	2 日目	3 日目	登園 OK		
発症後 3 日目に 解熱した 場合				解熱	1 日目	2 日目	3 日目	登園 OK	
発症後 4 日目に 解熱した 場合					解熱	1 日目	2 日目	3 日目	登園 OK

【登園の基準】

※発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過した翌日から登園できます。

※ただし、解熱した後 3 日を経過しても、発症してから 5 日を経過しない場合には登園できません。

4 登園の基準による登園可能日

または医師から登園を認められた日

令和 年 月 日（ ）

5 受診した医療機関名

医療機関名